

第3章 ライフサイクルのサポートー貧困リスクに対する統計体系の整備

1. 政策的課題

相対的貧困率（等価世帯所得の中央値の50%に満たない人の割合）が上昇している。生活保護の保護率も上昇しており、貧困の解消は重要な課題である。そのためには、貧困の予防、貧困者の生活保障、貧困から脱出するための自立支援を図ることが重要である。

それを達成するためには、貧困へ突入する経路、貧困状態における具体的に困難な状況、貧困から脱出する経路など、貧困の実態を動的に把握する必要がある。そこで個人のライフサイクルの状況を通時的に捉える情報を整備する必要がある。

2. 貧困の3類型と貧困への経路

(1) 貧困の3類型

就労可能性と属性という観点から、貧困層は次の3類型に分けられる。

ケース1：就労可能な若年層

ケース2：就労可能な中高年層

ケース3：就労が困難で福祉による支援が必要な場合

まず、就労可能か可能でないかにより分類され、就労が可能な場合はさらに年齢層によって二つに分かれる。ケース1は、就労可能な若年層で、典型的には、学校を卒業あるいは中退した後、最初から低所得の仕事に就いて働くケースである。貧困へ至る経路については次節で詳しく述べるが、教育水準が低いことや学歴に関係なく働くインセンティブが弱いことなどが背景にある。ほとんどが働いていないか、働いていても非正規雇用と考えられる。

一方、ケース2は就労可能な中高年層で、一旦正規雇用者として就業したのだが、倒産やリストラ、病気、結婚や育児などを機に離職する。その後、高所得の職への再就職が難しく、働いていないか、あるいは非正規雇用者として働き、所得が低い場合である。再就職を阻害しているのは、年齢や育児など自分でコントロールできない問題であることが多い。

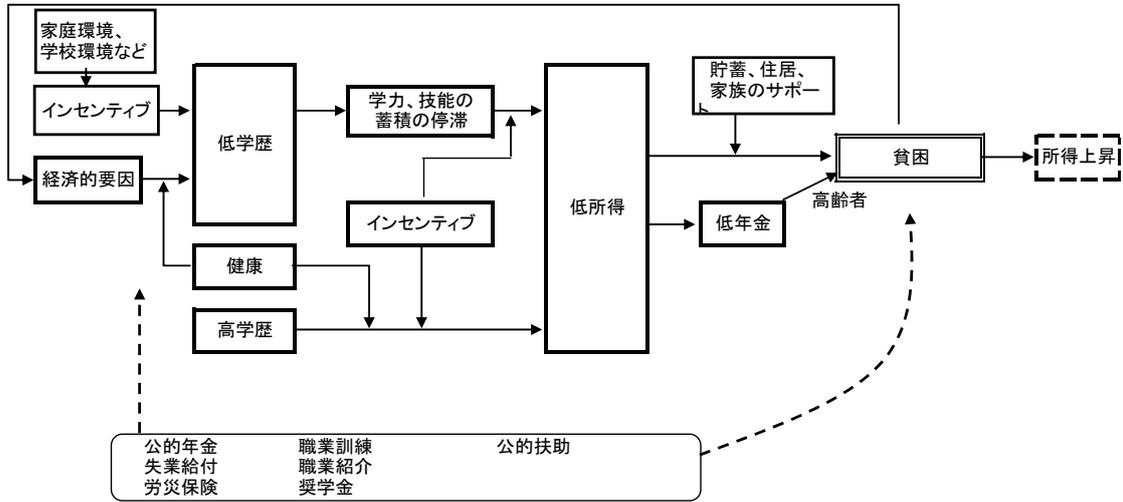
ケース1とケース2は、貧困に陥っても公的な支援を受けて一定の時期を切り抜けることができれば、貧困状態から抜け出せる可能性がある場合である。それに対して、ケース3は、高齢や健康上の理由から就労が困難なため、公的なセーフティネットにより持続的に生活を支える必要がある。

(2) 貧困への経路

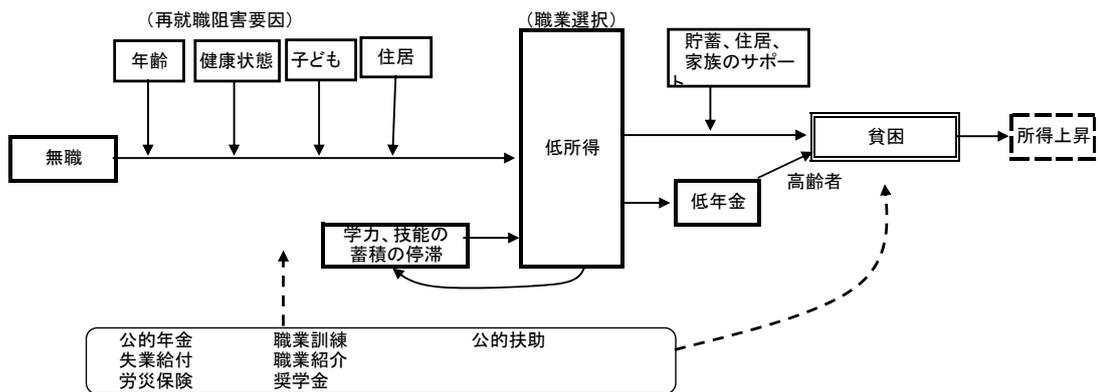
次に、貧困へ至る経路を3類型ごとにみてみよう（図表1）。

図表 1 貧困の種類

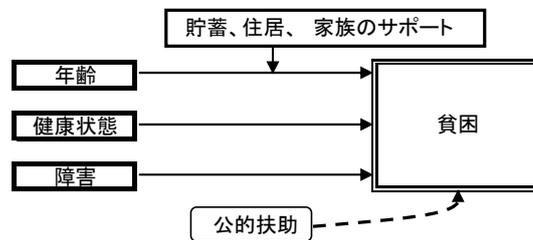
<ケース 1：就労可能な若年層>



<ケース 2：就労可能な中高年層>



<ケース 3：就労が困難で福祉による支援が必要な場合>



①ケース1：就労可能な若年層

このケースにおいて、低所得の状態に至る主なルートは2つある。

一つは教育水準が低く、学力や身につけた技能水準が低いため、低賃金の仕事に就きやすい場合である。低学歴となる背景には、経済的理由やインセンティブがある。経済的理由というのは、親が経済的に困窮しているため、子どもの教育にあまりお金をかけられなかったり、栄養状態が悪く健康を害して進学できないことである。それに対し、インセンティブというのは、勉強する意欲がなかったり、受けたいと希望する教育水準が高くない場合である。インセンティブが弱いために、たとえ高校に入学しても成績が悪かったり、学業を怠って中退につながる場合もあろう。インセンティブの形成には、家庭環境や学校環境などが様々なものが関係していると考えられる¹。

低所得へ至るもう一つのルートは、学歴は高いけれども非正規雇用の職に就くものである。これには、大きく分けて2つのパターンが考えられる。一つは、健康上の理由からフルタイムで就業するのは難しく、就業時間がより柔軟な非正規雇用の形態を選択する場合である。もう一つは、正規雇用者として所得を増やしたり、昇進を重ねていくなどのインセンティブがない場合である。このケースには、様々な例が考えられよう。所得水準に無頓着である場合、あるいは音楽活動など他にやりたいことがあり、それと両立させるためにフリーターを選択することがあるだろう。また、正規雇用で働くよりも自由で気楽に収入が得られるという理由で、非正規という雇用形態を選ぶこともあろう²。

低所得者は、貧困に陥りやすい。しかし、低所得であれば必ず貧困に陥るわけではない。貯蓄や住宅資産、家族のサポートがあれば、それで乗り切れる可能性もある。しかし、このケース1の若年層は、学校卒業後、最初から低所得の状態就業し続けているため、自分で貯蓄をして将来に備えることは難しい。親も経済的に困窮している場合には、家族のサポートを得ることもできない。住居に困窮した場合は、家賃が払えずに路上やネットカフェなどを転々とするケースもある。

また、非正規雇用者は雇用が不安定で失職期間があるために、公的年金加入期間が短くなりやすい。また、加入していても低所得であるため、将来高齢期に受け取る年金額が低額になってしまう。したがって、低所得者は現在貧困に突入する危険があるだけでなく、高齢で引退してから貧困に陥る可能性も増大する。

②ケース2：就労可能な中高年層

このケースは、就労するインセンティブはあるが、正規雇用で就業できず、低所得の非正規職から抜け出せない場合である。これは、再就職を阻害する要因があるためである。

阻害要因のうち最も重要と思われるものは、年齢である。その理由として、いくつか考

¹ 阿部（2008）は、子どものインセンティブが、社会階層によって異なることを示した刈谷（2001）の分析結果を紹介している。その分析によると、社会階層が高い世帯の子どもほど、努力をするし、学習意欲も旺盛で、興味を感じる人が多いという。

² 小杉（2004）に基づく。

えられる。企業は年齢の高い者を新たに採用して投資をしたとしても、残りの勤続年数が短いと投資収益を回収できない。また、年功的な賃金体系の中で、新規採用であっても年齢が高いと企業の既存の賃金体系の中で高賃金に位置づけなければならないという問題がある。処遇の面でも、年齢が高い者が配属される部署の管理者が仕事をしにくいという懸念がある。

年齢の他にも、子どもの存在、健康状態、住居が定まらないことが、再就職阻害要因として挙げられる。子どもがいると、就業と育児を両立させるために就業する時間や場所が制限されることがある。子どもの面倒をみる人が他におらず、新たに再就職をしようとする時の障害となってしまうのである。その世帯内に、他に有業者がいればすぐに貧困に陥るリスクは小さいが、すべて母親一人でやらなければならない母子世帯では、そのリスクは大きい。

健康上の理由からフルタイムで就業することが難しく、その結果低所得の状態にとどまることもある。この場合、前職の離職理由それ自体が健康問題であった可能性もあるだろう。

住居がないと就職することが難しく、ホームレスの再就職を阻害する要因となっている。就職するための求職活動をしていない理由として「住居がないと採用されないと思うから」という回答が17.9%、また就職するために望む支援として27.2%の者が「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」と回答している（厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」2007年）。

このケース2の中高年齢層は、同じ所得水準であれば、ケース1の若年層よりは貧困に突入する確率は低いかもしれない。低所得の職に就く前の就労所得を基に、貯蓄や住宅資産を築いている可能性があるからである。また、ケース1の若年層は単身者が多いと考えられるが、ケース2の中高年齢層は結婚をして家庭を築いていることが多い。その場合、家族の存在は、貧困リスクの上昇要因にも低下要因ともなりうる。家族の中に他に有業者がいれば、貧困リスクを軽減する。逆に無業者の人数が多い場合には、貧困リスクを高めることになる。

③ケース3：就労が困難で福祉による支援が必要な場合

高齢や傷病・障害などの理由で就労することが困難なため、自立して貧困状態から脱出するのが難しい層は、生活保護等でカバーすることになる。2008年に、生活保護世帯の45.6%が高齢者世帯、35.4%が障害者世帯・傷病者世帯であった。また、これらの層は、就労によって所得を得るのが困難だけでなく、資産を持たず、家族のサポートも得られない場合である。生活保護は、資産がある者や家族や親類の援助が受けられる者などは、受けることができないのである。

④ 貧困の世代間連鎖

貧困が、親から子へと継承されている可能性もある。生活保護の被保護者は、最終学歴が中学卒業や高校中退の者が多いが、その親もまた低学歴で生活保護を受けていることが多い³（道中 2009）。

親の貧困が子どもの貧困へ受け継がれていく経路として、まず経済的な理由が考えられる。子どもにあまりお金をかけることができず、上の学校へ進学するのを断念するような例である。また、経済的に困窮しているため、塾へ行ったり習い事をするのがなく、旅行や観劇などの経験も少ないため、刺激を受ける機会が少なく、世界が広がらないというようなこともあるかもしれない。

栄養不足や予防が十分でないために健康を損なったり、貧困が続く中で親にストレスがたまり、虐待やネグレクトにつながる可能性もある。

3. 必要な情報

貧困への突入及び貧困からの脱出の経路や、貧困の実態を把握するためにどんな情報が必要だろうか。

(1) ケース 1：就労可能な若年層

若年層が低所得の状態へ至るルートは、教育水準によって 2 つに分けられるので、まず教育水準のデータが必要である。これは、最終学歴についての情報だが、傷病や不登校等により学校教育を中断する場合や、社会人となってから高等教育を受ける場合もあるので、学校に通った時期と期間について詳細な学歴の情報があるとよい。

低学歴となる背景については、経済的理由とインセンティブが考えられた。そこで、中卒者と高卒者がそれぞれ高校や大学へ進学しなかった理由、あるいは高校や大学を中退した理由を把握する必要がある。経済的理由や健康上の理由によるのか、あるいは勉強する意欲がなかったのか。

また、世帯所得と世帯支出額及びそのうち子どもにかけている教育費に関する情報があると、経済的な状況が把握できよう。既に成人している者の子どもの時の世帯の経済状況については、例えば義務教育の最終年齢である 15 歳時点において、家庭の暮らしの状況がどのようであったかについて、本人の記憶により回答してもらうことが考えられる⁴。

小学校 6 年と中学校 3 年に対して実施している文部科学省「全国学力・学習状況調査」の結果は、例えば義務教育によりどれだけ学力がついたかという教育の質を示す具体的な

³ 道中（2009）の調査では、生活保護を受給する世帯の世帯主が、過去に育った家庭で生活保護を受けていたことが明確に確認できたのは、全体の 25.1%の世帯（高齢者世帯を除くと 28.8%）であった。最終学歴別にみると、中卒者または高校中退者の世帯では 72.1%と高い。

⁴ 例えば「15 歳時点の暮らしの状況はどうでしたか」という質問に対し、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の 5 段階で回答してもらう。「国民生活基礎調査（所得票）」では、現在の暮らしの状況について同じ質問をしている。

データである。これが、その後の進路選択へ影響を与える学習意欲の代理変数とみなすこともできるかもしれない。

高学歴者の場合は、現在の雇用形態を選択した理由を把握する。自分からその働き方を選んでいるのか、健康上の理由によるのか、それとも正規を希望しながら非正規で就業しているのか。自分で選択した場合は、その理由は何なのかを明らかにする。調査時点で、複数の職を経験している場合が考えられるが、少なくとも学校卒業後最初の職と直近の職について別々に理由を調べる必要がある。学卒時とある程度の就業経験を経てからでは、理由が異なる場合がありうるからである。

次に、低所得の状況を把握するために、所得と税・社会保険料に関する情報が必要である。所得は、就労による所得か社会保障からの給付によるものかを区別し、税・社会保険料も内訳別に把握する。それにより、社会保障でどれだけカバーされているかを把握する。

また就業状況を把握する。就業状況は、それが直接所得水準に結びついているだけでなく、社会保険にも関係する。社会保険は、就業形態、雇用形態、企業規模等によって制度が分かれているためである。また、グローバル化や景気の影響は、産業や職業によって異なるため、産業や職業も重要な情報だ。就業時間は、時間当たり賃金を計算するのに必要だ。

低所得層の誰もが貧困に陥るわけではない。低所得でも、貧困に陥るのを防止する機能をどれだけ持っているかが左右する。自分や家族による備えとして、純貯蓄、住居、世帯構成、世帯内の有業者数がある。負債については、多重債務によって困窮している場合を把握するために、金額だけでなく、どこから借りているかという情報も重要だ。住居は、持ち家か賃貸かという所有関係だけでなく、仕事に付随する住宅（社宅や寮など）かどうかも把握する必要がある。社宅や寮に住んでいた場合、失職すると、所得が減少するだけでなく同時に居場所まで失うことにつながるからである。

また、社会保険の加入状況、失業給付や労災保険給付、年金給付、生活保護の受給、雇用保険による職業訓練受講状況を把握する。また、自立支援プログラムなど政策の支援の状況も具体的に捉える必要がある。

貧困状態に突入するのは、何を契機としてであろうか。離婚や失業などの出来事がきっかけになることが多いと言われるが、若年層の場合はどうであろうか。失業はあてはまりそうだが、その他に親の経済状態や健康状態なども関係するかもしれない。それまで、経済的に援助をしてくれていた親が失業したり、健康を損ねた場合、突然支援が途切れることになるかもしれない。そこで、過去1年間の生活の変化に関する情報も必要である。具体的には、結婚、離婚、出産、死亡など世帯構成や、学業、就業状態、健康、住居に関して、変化があったかどうかということである。

貧困状態に陥った場合の所得水準、就業状況、セーフティネットでカバーされる状況などは、以上の情報で大体把握できる。

しかし、貧困層が実際に何に困り、どういう問題を抱えているのか、支援として何が必

要であるかということに関する情報がまだ不十分である。例えば、医療へのアクセスは十分であるか。医療費の自己負担額の重さから受診を控えていたり、国民健康保険料の滞納で健康保険証がないため必要な通院をしていないことはないか。そのために、健康を害しているとすれば、それがまた就業状況に影響して低所得にとどまるといふ悪循環になっている可能性もある。

(2) ケース 2：就労可能な中高年層

まず、中高年層の再就職を阻害する最大の要因と考えられる年齢についての情報は不可欠である。

就業と育児の両立が再就職の障害となっているかどうかという点からは、子どもの人数と年齢が重要である。その際、他に子どもの世話をみる人が家族にいるかどうか、育児支援サービスが利用できる状況にあるかということも影響する。

健康状態に関しては、通院状況や傷病の有無のほか、精神面も含めた自覚症状についての情報も必要である。低所得者の中には、健康を害していても医療機関を受診しない場合があるし、母子家庭ではDVや虐待の経験から精神的な疾病を抱える母親もいる⁵。

住居は持ち家かどうか、そうでない場合住所は安定しているかが問題となってくる。

貧困に突入するきっかけを明らかにするため、イベントについての情報も必要だ。それを調べる。各年の調査においては、過去1年間の生活の変化を把握する。具体的には、結婚、配偶者との離死別など世帯情報、傷病による入退院など健康状態、入学・中退・卒業の学業の状況、就職・離職・休業の就業状況、住居の変化などである。

低所得の状況を把握するには、所得と税・社会保険料に関する情報が必要である。所得は、就労による所得か社会保障からの給付によるものかを区別し、税・社会保険料も内訳別に把握する。それにより、社会保障でどれだけカバーされているかを把握する。

また就業状況を把握する。これは、所得の決定要因であるばかりでなく、就業形態、雇用形態、企業規模によって制度が分立する社会保険制度の加入も規定する。グローバル化や景気が一様でない場合があるため、産業や職業も重要な情報だ。就業時間は、時間当たり賃金を計算するのに必要だ。

中高年層は学校を卒業してからの就業生活が長いだけに、就業状況は、現職についてだけでなく、学校卒業後の就業履歴をすべて把握する必要がある。離職を経験した者の中で、再就職が困難な状態に陥る者とそうでない者の間で、職業生活における何らかの差が明らかになるかもしれない。

低所得層の誰もが貧困に陥るわけではない。低所得でも、貧困に陥るのを防止するためのセーフティネットをどれだけ持っているかが問題となる。自分や家族による備えとして、純貯蓄、住居、世帯構成、世帯内の有業者数がある。負債については、多重債務によって

⁵ 道中 (2009)。

困窮している可能性があるため、それを把握するために負債金額だけでなく、どこから借りているかという情報も重要である。住居は、持ち家か賃貸かという所有関係だけでなく、仕事に付随する住宅（社宅や寮など）かどうかも把握する必要がある。失職した場合、所得が減少するだけでなく同維持に居場所も失うことにつながるからである。

また、社会保険の加入状況、失業給付や労災保険給付、年金給付、生活保護の受給、雇用保険による職業訓練受講状況を把握する。自立支援プログラムなどの政策によって受けている支援も具体的に捉える必要がある。

貧困状態に陥った場合の所得水準、就業状況、セーフティネットでカバーされる状況などは、以上の情報で大体把握できる。しかし、その他に貧困層が具体的に何に困り、どういう問題を抱えているのか、支援として何が必要かについての情報が重要である。ケース1の若年層と共通した問題、あるいは年齢によって特有の問題もあるかもしれない。

(3) ケース3：就労が困難で福祉による支援が必要な場合

就労が困難な理由、資産や家族のサポートの有無、住居の状況などを明らかにする必要がある。また、そのような状況に陥った背景も、特に現在の高齢者に関して分析することは、将来の高齢者の貧困の予防に結び付けられるかもしれないので必要である。

4. 現在の統計

(1) 既存統計で把握できる情報

これらの情報が、既存の統計でどこまで把握できるだろうか。「国民生活基礎調査」、3つの縦断調査（「21世紀出生児縦断調査」「21世紀成年者縦断調査」「中高年者縦断調査」）、及び業務統計等についてみる⁶。

貧困の類型により低所得の職へ至るまでの経路で把握すべき情報がそれぞれ分かった。それらをカバーするには、①教育水準、②親の経済状況、③年齢、④子ども、⑤健康状態、⑥住宅、⑦過去1年間の生活の変化、⑧就業状況、⑨所得、⑩セーフティ・ネット、⑪貧困状態に関する情報が必要である。就業状況や所得の情報などは、3つの類型に共通の項目も多いので、ここでは3種類の区別をせずに、調査項目ごとに整理する。

なお、ホームレスについては、「ホームレスの実態に関する全国調査」がある。これがどれくらい利用できるかは今後の検討課題である。

①教育水準に関する情報

最終学歴は、「国民生活基礎調査」「出生児縦断調査」「成年者縦断調査」で調査している。

学校に通った時期と期間などについては、既に社会人になっている者の情報を取ることはできないため、初回の調査で過去について質問する必要がある。「出生児縦断調査」の対

⁶ これらの統計の概要は、付図表1を参照されたい。

象者など子供については、これから学歴を積み重ねていくことで自然と把握できる。中卒者や高卒者が上級の学校へ進学しなかった理由や高校の中退理由については、調査している既存統計はない。

小学校6年と中学校3年の時の学力については、「全国学力・学習状況調査」で把握できる。

②親の経済状況に関する情報

現在の子どもについて、親の最終学歴は「出生児縦断調査」や「国民生活基礎調査」で把握できる。親の経済状況については、「国民生活基礎調査」と「出生児縦断調査」で世帯所得、1か月間の支出額とそのうち子どもの教育費を把握できる。「成年者縦断調査」は、現在親である回答者の1か月間の支出額と子どもの教育費の質問項目がある。「中高年縦断調査」には1か月間の支出額の情報はある。

すでに成人している者が子どもの時の親の経済状況については、どの統計にも調査がない。これについては、「国民生活基礎調査」が現在の暮らしの状況について質問しているが、それと同じ質問を、例えば義務教育の最終年齢である15歳時点において家庭の暮らしの状況がどのようであったかについて、本人の記憶により回答してもらうことが考えられる⁷。

③年齢に関する情報

年齢については、「国民生活基礎調査」と「縦断調査」がカバーしている。

④子どもに関する情報

年齢別子どもの人数は、「国民生活基礎調査」「出生児縦断調査」「成年者縦断調査」で把握できる。育児を頼める人の有無と育児サービスの利用状況は、「国民生活基礎調査」と「成年者縦断調査」が調査している。

⑤健康状態に関する情報

傷病の有無と通院状況については、「国民生活基礎調査」「出生児縦断調査」「中高年者縦断調査」で把握することができる。ただし、「中高年者縦断調査」で調査している病名は、生活習慣病に偏っている。

「国民生活基礎調査」では自覚症状の有無も詳しく調査しており、健康を害していても医療機関を受診していない場合の健康状態を把握することができる。

⑥住宅に関する情報

現在の住宅の状況は、「国民生活基礎調査」「成年者縦断調査」「中高年者縦断調査」で把

⁷ 「国民生活基礎調査（所得票）」では、「現在の暮らしの状況はどうでしたか」という質問に対し、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の5段階から1つ選択して回答する。

握できる。住宅の種類が、持ち家か賃貸か、あるいは社宅かがわかる。

貧困のケース 2 の中高年層の場合には、離職や離婚を機に住居を変えている可能性もあるが、それは過去 1 年間の生活の変化についての質問に住居の変化も含めることで把握する。

⑦過去 1 年間の生活の変化に関する情報

結婚や離死別については「成年者縦断調査」と「中高年縦断調査」が、入退院は「国民生活基礎調査」「出生児縦断調査」「成年者縦断調査」「中高年縦断調査」が調査している。学校と就業に関しては「成年者縦断調査」に調査項目がある。住居については、「中高年縦断調査」が質問をしているが、どのように変化したかについては詳細に聞く質問を追加する必要がある。

⑧就業状況に関する情報

就業状況は、「国民生活基礎調査」「成年者縦断調査」「中高年者縦断調査」が詳しい。就業の有無、就業している場合には就業形態と雇用形態、仕事の内容（職業）、勤め先の従業員規模、就業時間、無業者に対しては就業希望の有無と求職活動の有無を尋ねている。就業状況は、所得水準に直接関係するだけでなく、働き方によって制度が異なる社会保険制度の加入状況が変わることにもなる。

産業の違いによってグローバル化や景気の影響が異なると考えられるが、これらの統計では調査していない。

低所得状態にとどまっている背景として、過去の職歴も重要だ。「成年者縦断調査」と「中高年者縦断調査」では、前職の内容については調査している。しかし、非正規の場合、もっと多くの職を経験している可能性があり、過去の職歴をすべて把握する必要がある。

現在の雇用形態を選択した理由についての質問は、どの統計にもない。低所得の職を自ら選択している理由があるのか、健康上の理由など低所得の職にいるのは仕方がないのか、などを知るために必要である。

⑨所得に関する情報

「国民生活基礎調査」が所得の種類別に詳しく調査している。しかし、「公的扶助」は、医療保険による傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険などと合わせて「その他の社会保障給付」に含まれ、「公的扶助」だけを分離することはできない。

税・社会保険料も種類別の詳細情報がある。ただし、雇用保険料は、その他保険料との合計額で計上されている。

縦断調査で把握できるのは、「成年者縦断調査」では所得総額と児童手当の有無まで、「中高年縦断調査」では所得総額と公的年金給付額が、「出生児縦断調査」では所得総額までである。

税務統計では、所得および税・社会保険料を正確に把握しているはずである。しかし、現在はそれを目的外で利用することは困難な状況である。

⑩セーフティネットに関する情報

a. 本人・家族の備え

「国民生活基礎調査」では貯蓄と負債を、「中高年者縦断調査」では貯蓄のみ把握することができる。多重債務の可能性を把握するための借入先に関する情報も重要だが、それについての調査はない。

世帯構成については「国民生活基礎調査」と3つの縦断調査すべてが調査している。世帯の中の有業者数が分かるのは「国民生活基礎調査」のみである。

b. 企業の施策

育児支援のための施策は「成年者縦断調査」に、高齢者就業のための施策は「中高年者縦断調査」で調査している。

c. 政府の施策

「国民生活基礎調査」が、公的年金と医療保険の加入状況と、公的年金給付額について調査している。

業務統計等では、雇用保険については「雇用保険事業年報」、年金については「社会保険事業統計」、医療保険に関して医療レセプト、労災については「労働者災害補償保険事業年報」、生活保護については「被保護者全国一斉調査」がある。しかし、現在これらの目的外利用は限られている。しかも、もしこれだけの数の統計を接続するキーがない。

その他の自立支援や雇用政策などについて、誰がどのような支援を受けているかの具体的な情報が必要である。

⑪貧困状態に関する情報

貧困層が具体的に何に困り、どういう問題を抱えているのか、支援として何を必要としているのか。これらについては、新たに調査をする必要がある。

⑫まとめ

以上をまとめると、図表2のようになる。

既存統計でデータがとれないものは、最終学歴だけでなく、これまでの学歴、中卒者や高卒者が上の学校に進学しなかった理由、高校中退者の中退理由、現在の雇用形態を選択した理由、これまでの職歴、離婚したひとり親世帯の養育費、負債の借入先、雇用保険加入状況、失業給付受給状況、雇用保険による職業訓練受講状況、生活保護受給状況、その他の政策支援を受けている状況、貧困状態で困っていること、支援が必要なこと、である。

これらは、調査項目を追加する必要がある。

図表 2 既存統計で把握できる情報

		国民生活基礎調査	出生児縦断調査	成年者縦断調査	中高年者調査	全国学力・学習状況調査	雇用保険年報	労働者災害補償年報	社会保険統計	レセプト	被保護者全国一斉調査	税務統計	ホームレスの実態に関する全国調査	
低所得への経路	教育水準	最終学歴	○	○									○	
		これまでの学歴												
		上の学校へ進学しなかった理由(中卒・高卒)												
		高校中退理由(中退者)												
		小6・中3時点の学力					○							
		親の状況	世帯所得	○	○									
			学歴	○	○									
			1か月間の支出額	○	○	○								
			1か月間の子どもの教育費	○	○	○								
			15歳時点での生活意識の状況	△										
	年齢		○	○	○									
	子ども	年齢別人数	○	○	○									
		育児を頼める人の有無	○	○	○									
		育児サービスの利用状況	○	○	○									
	健康状態	傷病の有無	○	○	△								○	
		自覚症状の有無	○											
		通院状況	○							○				
	住宅の保有状況		○	○	○						○			
この1年間の生活の変化	世帯構成	結婚、離別、死別、出産		○	○									
	健康	入院、退院	△	○	○					○				
		要介護	○											
	学業	入学、中退、卒業		○										
	就業	就職、離職、休業			○									
	住居	移転			△									
就業状況	就業状況		○	○	○								○	
	就業形態		○	○	○								○	
	雇用形態		○	○	○								○	
	仕事内容(職業)		○	○	○								○	
	勤め先の事業内容(産業)													
	勤め先の従業員規模		○	○	○									
	就業時間		○	○	○									
	現在の雇用形態を選択した理由													
	就業希望の有無(無業者)		○	○	○								○	
	求職活動の有無(無業者)		○	○	○								○	
これまでの職歴			△	△	△							△		
所得	世帯収入/夫の収入/妻の収入	雇用者所得	○	△	△	△						○	△	
		事業所得	○	△	△	△						○	△	
		財産所得	○	△	△	△						○	△	
		公的年金給付・恩給	○	△	△	△						○	△	
		雇用保険給付	○	△	△	△						○	△	
		児童手当	○	△	△	△						○	△	
		公的扶助	△	△	△	△						○	△	
		仕送り	○	△	△	△						○	△	
		企業年金・個人年金	○	△	△	△						○	△	
		その他の所得	△	△	△	△						○	△	
	養育費													
	税・社会保険料	所得税	○									○		
		住民税	○									○		
		医療保険料	○						○			○		
		年金保険料	○									○		
		介護保険料	○									○		
		雇用保険料	△									○		
		その他の保険料	△									○		
		固定資産税	○									○		
ヤフティネット	本人の備え	貯蓄保有額	○		○									
		負債保有額	○											
		借入先												
		住宅の所有状況(再掲)	○		○									
		世帯構成	○	○	△	○					○	○	△	
		有業者数	○								○			
	企業の施策	育児のための施策(民間)			○									
		高齢者就業の施策				○								
	政策	雇用保険加入状況						○						
		公的年金加入状況	○							○				
医療保険加入状況		○							○					
労災保険加入状況								○						
失業給付					△		○							
職業訓練(雇用保険)							○							
公的年金給付		○			○				○					
医療保険給付									○					
労災保険給付								○						
生活保護受給				△						○		○		
その他の政策												○		
貧困状態	困っていること											○		
	支援してほしいこと											△		

○:既存統計に存在する項目
△:既存統計に類似したものがある項目

(2) 統計の連結の問題

既存統計から把握できる統計を整理してみると、「国民生活基礎調査」が広範囲の情報を網羅していることが分かった。

それに対して、業務統計等にはそれぞれ詳しい質の高い情報がある。「雇用保険事業年報」「社会保険事業統計」、レセプト、「労働者災害補償保険事業年報」には、それぞれ雇用保険、公的年金、健康保険、労働者災害補償保険に関するデータが存在する。また、「税務統計」には所得と税・社会保険料の情報、「被保護者全国一斉調査」では生活保護に関する情報がある。「国民生活基礎調査」では回答者が自分で調べたり記憶に基づき回答するに比べて、これらの情報は正確である。しかし、これらの統計を目的外で利用することは、今のところ困難な状況である。また、統計を接続するキーがないため、これだけの数の統計を接続するのは困難な作業を伴う。

一方、異時点間のデータの連結は、もし「国民生活基礎調査」だけを考えるのであれば、同一サンプルの経年的な動きを捉えるためにパネル化すればよい。

5. 望ましい体系

必要なデータ項目をカバーしている状況と異時点間のデータの連結可能性の観点から、望ましい体系として、「国民生活基礎調査」をパネル化し、そのサンプル対象に「全国学力・学習状況調査」を接続する方法が考えられる。パネル調査とは別に、「国民生活基礎調査」を補完するために、比較的对象者を捕捉しやすい福祉施設入所者に対して、施設を単位とした調査を実施する。詳細は次節で説明するが、まず体系の概要を述べる⁸。

「国民生活基礎調査」を基本とする体系では、「全国学力・学習状況調査」以外のデータをすべて同調査で把握できるので、同一時点における複数の統計を連結する必要がないことが利点である。

一方、この方法の課題は、同じサンプルを長期間追跡調査するため回答負担が重く、途中で調査から脱落するサンプルが増加することである。それに加えて、今回は同調査に必要な質問を追加することから、項目数が増加して回答負担が増大する。これに対処するために、基幹調査と補足調査を分けて調査 1 回当たりの質問数を減らしたり、現行調査の調査対象世帯の一部をパネル化するということも考えられる。

それでも「国民生活基礎調査」をパネル化することが困難だと考えられる場合、同調査の代わりに 3 つの縦断調査（「21 世紀出生児縦断調査」「21 世紀成年者縦断調査」「中高年縦断調査」）を利用し、これらのサンプル対象に「全国学力・学習状況調査」を連結する方法が考えられる。

⁸ ライフサイクルについての統計整備の概要については、付図表 2 を参照されたい。

(1) 「国民生活基礎調査」を基本とする体系

①接続方法

「国民生活基礎調査」を、必要な調査項目を加えてパネル化する。それに、「全国学力・学習状況調査」の小学6年生と中学3年生の時の学力を接続する。データの接続は、氏名・生年月日・住所に基づいて行う。

②調査対象

パネル化する調査対象だが、「国民生活基礎調査」（大規模調査）の調査対象の①すべてをパネル化する方法と、②一部をパネル化する案が考えられる。パネル化することのフィージビリティが高まるのであれば、一部に限るのでよいが、サンプルサイズを考えると、現調査対象すべてをパネル化するのが望ましい。

また、調査対象世帯の世帯員が当初所属する世帯から独立した場合、新たに形成した世帯も継続して調査対象とすることを検討すべきである。そうすることにより、親から子へ貧困が連鎖する問題などの分析が可能になる。

③調査方法

十分なサンプルサイズを確保するためには、前節の「効率的な医療」で詳しく述べたが、調査方法などを工夫して回収率を向上させることが欠かせない⁹。

特に、低所得層は回答率が低いため、①ケースワーカーや民生委員などによる訪問調査をすることと、②脱落に備えて調査開始時から低所得層についてオーバーサンプリングをすることを検討すべきである。オーバーサンプリングをする際のサンプル抽出の仕方を考えると、現在のような特定地域における悉皆調査という方法では難しい。パネルデータ化する際に、サンプルの抽出方法を全国無作為抽出法に変更することを検討する必要がある。

④調査項目

調査項目については、2点ポイントがある。第1は、複数の統計を連結するに際して、重複する調査項目を整理してどの統計の調査項目を利用し、新たに追加調査が必要な項目は何かを確認する。第2は、毎年調査する基幹調査項目と数年おきに調査する補足調査項目に分類することである。

a. 既存統計の調査項目と追加調査項目

図表7に、「国民生活基礎調査」及びそれと接続する既存統計から利用する調査項目と、新たに追加調査をする項目をまとめた¹⁰。

教育水準についての情報のうち、これまでの学歴、中卒者と高卒者への質問で上の学校

⁹ 調査方法や十分なサンプルサイズを確保する方策については、第2章「5. 望ましい体系」を参照されたい。

¹⁰ 質問票は、付図表3を参照。

に進学しなかった理由、高校と大学中退者への質問で中退理由を追加する。

親の状況に関する情報については、すでに成人している者が子どもの頃の親の経済状況を把握するために、15歳時点の暮らし向きについて質問を追加する。

就業状況についての情報においては、これまでの職歴と、就業者に対して勤め先の事業内容（産業）と現在の雇用形態を選択した理由についての質問を加える。

この1年間の生活の変化については、就業状況や世帯構成（結婚、離婚など）、健康状態、通学状況、住居の状況について追加調査をする。

所得に関する情報は詳しいが、「公的扶助」が「その他の社会保障給付」に含まれていたのをそれだけ単独項目として取り出して調査する。離婚したひとり親世帯に対しては、元夫または妻と養育費について取り決めをしているか、また養育費を受け取っているかの質問を加える。「雇用保険料」は「その他の保険料」に含まれていたが、項目を独立させる。

セーフティ・ネットに関する情報においては、借り入れの深刻度を把握するために、負債の借入先の質問を追加する。企業の施策として、育児支援や高齢者就業支援に関するものの有無について新たに調査する。社会保障については、雇用保険、労災保険への加入状況、雇用保険からの給付（失業給付、職業訓練）、医療保険給付、労災保険給付の有無やその他福祉政策や雇用政策の支援を受けている状況を調査する。

貧困状態についての情報では、困っていることや支援してほしいことを追加で質問する。

b. 基幹調査と補足調査

「国民生活基礎調査」に必要な質問項目をすべて追加すると、項目数が膨大となって回答者負担が増大し、十分な回答が得られない懸念がある。そこで、調査項目を基幹調査と補足調査に分け、負担を軽減することが考えられる。基幹調査では、毎年観測する必要がある情報について、毎年質問する。補足調査は、数年おきに基幹調査に追加して質問をする¹¹。今回の調査では、図表4のように基幹調査と補足調査として分けることが考えられる。

¹¹ 米国にあるこうした形のパネル調査の例は、第2章「5. 望ましい体系」及び第2章付図表4を参照。

図表3 既存統計の調査項目と追加調査項目（「国民生活基礎調査」を基本とする体系）

			国民生活基礎調査	全国学力・学習状況調査	
低所得への経路	教育水準	最終学歴	○		
		これまでの学歴	+		
		上の学校へ進学しなかった理由(中卒・高卒)	+		
		高校中退理由(中退者)	+		
		小6・中3時点の学力		○	
	親の状況	世帯所得	○		
		学歴	○		
		1か月間の支出額	○		
		1か月間の子どもの教育費	○		
		15歳時点での生活意識の状況	△		
	年齢		○		
		子ども	年齢別人数	○	
			育児を頼める人の有無	○	
	育児サービスの利用状況		○		
健康状態	傷病の有無	○			
	自覚症状の有無	○			
	通院状況	○			
住宅の保有状況		○			
この1年間の生活の変化	世帯構成	結婚、離別、死別、出産	+		
	健康	入院、退院	△		
		要介護	○		
	学業	入学、中退、卒業	+		
	就業	就職、離職、休業	+		
	住居	移転	+		
就業状況	就業状況		○		
	就業形態		○		
	雇用形態		○		
	仕事内容(職業)		○		
	勤め先の事業内容(産業)		+		
	勤め先の従業員規模		○		
	就業時間		○		
	現在の雇用形態を選択した理由		+		
	就業希望の有無(無業者)		○		
	求職活動の有無(無業者)		○		
これまでの職歴		+			
所得	世帯収入/夫の収入/妻の収入	雇用者所得	○		
		事業所得	○		
		財産所得	○		
		公的年金給付・恩給	○		
		雇用保険給付	○		
		児童手当	○		
		公的扶助	△		
		仕送り	○		
		企業年金・個人年金	○		
		その他の所得	△		
	税・社会保険料	養育費	+		
		所得税	○		
		住民税	○		
		医療保険料	○		
		年金保険料	○		
		介護保険料	○		
		雇用保険料	△		
その他の保険料	△				
固定資産税	○				
セーフティネット	本人の備え	貯蓄保有額	○		
		負債保有額	○		
		借入先	+		
		住宅の所有状況(再掲)	○		
	企業の施策	世帯構成	○		
		有業者数	○		
	政策	育児のための施策(民間)	+		
		高齢者就業の施策	+		
		雇用保険加入状況	+		
		公的年金加入状況	○		
		医療保険加入状況	○		
		労災保険加入状況	+		
		失業給付	+		
		職業訓練(雇用保険)	+		
公的年金給付		○			
医療保険給付		+			
労災保険給付	+				
生活保護受給	+				
その他の政策	+				
貧困状態	困っていること		+		
	支援してほしいこと		+		

○: 既存統計に存在する項目
 △: 既存統計に類似調査項目があるが、修正を要する項目
 ×: 複数の統計で項目が重複するため、不要な項目
 +: 新たに追加調査が必要な項目

図表 4 基幹調査と補足調査

調査項目		基幹/補足	
低所得への経路	教育水準	最終学歴	C
		これまでの学歴	S
		上の学校へ進学しなかった理由(中卒・高卒)	S
		高校中退理由(中退者)	S
		小6・中3時点の学力	C
	親の状況	世帯所得	C
		学歴	S
		1ヵ月間の支出額	C
		1ヵ月間の子どもの教育費	C
		15歳時点での生活意識の状況	S
	年齢	C	
	子ども	年齢別人数	C
		育児を頼める人の有無	C
		育児サービスの利用状況	C
	健康状態	傷病の有無	C
自覚症状の有無		C	
通院状況		C	
住宅の保有状況	C		
この1年間の生活の変化	世帯構成	結婚、離別、死別、出産	C
	健康	入院、退院	C
		要介護	C
	学業	入学、中退、卒業	C
	就業	就職、離職、休業	C
	住居	移転	C
就業状況	就業状況		C
	就業形態		C
	雇用形態		C
	仕事内容(職業)		C
	勤め先の事業内容(産業)		C
	勤め先の従業員規模		C
	就業時間		C
	現在の雇用形態を選択した理由		C
	就業希望の有無(無業者)		C
	求職活動の有無(無業者)		C
これまでの職歴		S	
所得	世帯収入/夫の収入/妻の収入	雇用者所得	C
		事業所得	C
		財産所得	C
		公的年金給付・恩給	C
		雇用保険給付	C
		児童手当	C
		公的扶助	C
		仕送り	C
		企業年金・個人年金	C
		その他の所得	C
	養育費	C	
	税・社会保険料	所得税	C
		住民税	C
		医療保険料	C
		年金保険料	C
介護保険料		C	
セーフティネット	本人の備え	貯蓄保有額	C
		負債保有額	C
		借入先	C
		住宅の所有状況(再掲)	C
		世帯構成	C
	企業の施策	有業者数	C
		育児のための施策(民間)	C
	政策	高齢者就業の施策	C
		雇用保険加入状況	C
		公的年金加入状況	C
		医療保険加入状況	C
		労災保険加入状況	C
		失業給付	C
		職業訓練(雇用保険)	C
		公的年金給付	C
医療保険給付		C	
労災保険給付		C	
生活保護受給	C		
その他の政策	C		
貧困状態	困っていること	S	
	支援してほしいこと	S	

C: 基幹調査項目
S: 補足調査項目

⑤「縦断調査」を利用する方法

a. 概要

「国民生活基礎調査」をパネル化することが困難な場合、代替案として、「出生児縦断調査」「成年者縦断調査」「中高年者縦断調査」を利用することが考えられる。

b. 調査対象

縦断調査はそれぞれ特定のコーホートを調査対象としている。「21世紀出生児縦断調査」は2001年生まれについて0歳から調査している。「21世紀成年者縦断調査」は、1968～82年生まれが20～34歳の時から調査、「中高年縦断調査」は1946～55年生まれを50～59歳から調査している。したがって、3つの縦断調査は、それぞれの調査対象にあわせて貧困の状況を重点的に把握する。すなわち、「21世紀出生児縦断調査」は、誕生後、乳幼児の成育、学校教育を経て就労し、結婚する頃までで、年齢でいうと0歳から30歳くらいまでである。

「21世紀成年者縦断調査」は、学校教育を終え、就労を開始してから、年金を受給する頃までで、18歳くらいから65歳くらいまでとなる。「中高年縦断調査」は、就労生活の晩年から死亡するまでで、50歳から死亡するまでである。

このように、3つの縦断調査はそれぞれ年代が分かれているが、時が経って年齢を重ねたら、それに該当する調査票を用いて死ぬまで追跡調査する。例えば現在「出生児縦断調査」のサンプルに対して就業状況に関する質問項目はないが、15歳となり就業が可能になったら「成年者縦断調査」にある質問項目へ移っていく。

図表5 縦断調査対象者の調査開始時点から2010年までの年齢

	生年	誕生	6歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
出生児縦断調査	2001年	0歳⇒	9歳	-----	-----	→ (30歳)				
成年者縦断調査	1968- -82年				20歳⇒	34歳⇒	42歳	-----	→ (65歳)	
中高年縦断調査	1946- -55年							59歳⇒	64歳	-----
								50歳⇒	55歳	→ (死亡)

(注)図中の年齢は、下記の年齢を示している。

調査開始年齢⇒2010年の年齢 --> 調査終了(案)の年齢

c. 調査方法

「成年者縦断調査」と「中高年縦断調査」のサンプルは、「国民生活基礎調査」のサンプルから抽出している。回答率が低い低所得層に対しては、調査開始時点からオーバーサンプリングする必要がある。その際、サンプルの抽出のしかたは、現在のような特定地域の悉皆調査という方法では難しく、サンプルの抽出方法として全国無作為抽出法に変更することを検討する必要がある。

d. 調査項目

基幹調査と補足調査についての考え方は、「国民生活基礎調査」を基本とする体系と同じである。したがって、ここでは既存統計から利用する調査項目と新たに追加調査をする項

目について整理をするにとどめた。図表6にあるように、「縦断調査」を利用する場合、半分以上が追加項目である。

教育水準に関する情報のうち、これまでの学歴、中卒者と高卒者への質問で上の学校に進学しなかった理由、高校と大学中退者への質問で中退理由を「成年者縦断調査」に、「中高年者縦断調査」ではそれに加えて最終学歴も追加しなければならない。

親の状況に関する情報については、「成年者縦断調査」と「中高年者縦断調査」に、親の学歴と15歳時点の暮らし向きについて質問を加える。

健康状態についての情報では、自覚症状と通院状況についての質問を3つの「縦断調査」すべてに、傷病の有無についての問いを「成年者縦断調査」と「中高年者縦断調査」に追加する。

就業状況についての情報においては、「成年者縦断調査」と「中高年者縦断調査」に就業者に対して勤め先の事業内容（産業）と現在の雇用形態を選択した理由についての質問を加える。これまでの職歴も、既存調査では前職についてしか聞いていないので、追加する。

この1年間の生活の変化については、要介護と住居に関して「成年者縦断調査」に新たに質問をし、「中高年者縦断調査」ではさらにそれに就業状況と通学状況の変化についての質問を追加する。

所得に関する情報は、「中高年者縦断調査」で公的年金給付額を調査しているほかは、総額しか質問していないため、内訳について追加で調べる必要がある。税・社会保険料については全く質問がないので、すべて追加しなければならない。離婚したひとり親世帯に対しては、元夫または妻と養育費について取り決めをしているか、また養育費を受け取っているかの質問を加える。

セーフティ・ネットに関する情報においては、「出生児縦断調査」では世帯構成を除く項目をすべて加える。「成年者縦断調査」では、住宅の所有状況と企業による育児支援策のみは情報があり、他の項目は追加する必要がある。「中高年者縦断調査」は、貯蓄保有額、住居の所有状況、世帯構成、企業による高齢者就業支援策、公的年金給付を把握できるが、その他の質問項目は加えなければならない。

貧困状態についての情報では、困っていることや支援してほしいことを追加で質問する。

図表6 既存統計の調査項目と追加調査項目（「縦断調査」を利用する場合）

		出生児縦断調査	成年者縦断調査	中高年者縦断調査	全国学力・学習状況調査	
低所得への経路	教育水準	最終学歴	○	○	+	
		これまでの学歴		+	+	
		上の学校へ進学しなかった理由(中卒・高卒)		+	+	
		高校中退理由(中退者)		+	+	
		小6・中3時点の学力				○
	親の状況	世帯所得	○			
		学歴	○	+	+	
		1か月間の支出額	○	○	○	
		1か月間の子どもの教育費	○	○		
		15歳時点での生活意識の状況		+	+	
	年齢	○	○	○		
	子ども	年齢別人数	○	○		
		育児を頼める人の有無		○		
		育児サービスの利用状況		○		
	健康状態	傷病の有無	○	+	△	
自覚症状の有無		+	+	+		
通院状況		+	+	+		
住宅の保有状況	+	○	○			
この1年間の生活の変化	世帯構成		○	○		
	健康	○	○	○		
	学業		+	+		
	就業		○	+		
	住居		○	+		
就業状況	就業状況	○	○	○		
	就業形態	○	○	○		
	雇用形態	○	○	○		
	仕事内容(職業)		○	○		
	勤め先の事業内容(産業)		+	+		
	勤め先の従業員規模		○	○		
	就業時間		○	○		
	現在の雇用形態を選択した理由		+	+		
	就業希望の有無(無業者)		○	○		
	求職活動の有無(無業者)		○	○		
	これまでの職歴		△	△		
	所得	世帯収入/夫の収入/妻の収入	雇用者所得	△	△	△
事業所得			△	△	△	
財産所得			△	△	△	
公的年金給付・恩給			△	△	○	
雇用保険給付			△	△	△	
児童手当			△	△	△	
公的扶助			△	△	△	
仕送り			△	△	△	
企業年金・個人年金			△	△	△	
その他の所得			△	△	△	
税・社会保険料	所得	養育費	+	+	+	
		所得税	+	+	+	
		住民税	+	+	+	
		医療保険料	+	+	+	
		年金保険料	+	+	+	
		介護保険料	+	+	+	
		雇用保険料	+	+	+	
		その他の保険料	+	+	+	
セーフティネット	本人の備え	固定資産税	+	+	+	
		貯蓄保有額	+	+	○	
		負債保有額	+	+	+	
		借入先	+	+	+	
		住宅の所有状況(再掲)	+	○	○	
	企業の施策	世帯構成	○	△	○	
		有業者数	+	+	+	
		育児のための施策(民間)	+	○	+	
		高齢者就業の施策	+	+	○	
		雇用保険加入状況	+	+	+	
	政策	公的年金加入状況	+	+	+	
		医療保険加入状況	+	+	+	
		労災保険加入状況	+	+	+	
		失業給付	+	+	△	
		職業訓練(雇用保険)	+	+	+	
貧困状態	困っていること	公的年金給付	+	+	○	
		医療保険給付	+	+	+	
		労災保険給付	+	+	+	
		生活保護受給	+	+	△	
		その他の政策	+	+	+	
		困っていること	+	+	+	
		支援してほしいこと	+	+	+	

○: 既存統計に存在する項目
 △: 既存統計に類似調査項目があるが、修正を要する項目
 ×: 複数の統計で項目が重複するため、不要な項目
 +: 新たに追加調査が必要な項目

(2) 施設入所者の実態に関する調査

① 概要

「国民生活基礎調査」を補完するために、比較的对象者を捕捉しやすい福祉施設入所者に対して、施設を単位とした調査を実施する。入所期間が短いため、毎年追跡調査を行うパネル調査は困難と考えられる。そこで、可能な限り動態的な実態を掴むため、過去についても聞き取り、現状だけでなく、調査対象者のライフサイクル全体がイメージできるように努める。

② 調査対象

婦人保護施設、母子生活支援施設、入所型の生活保護施設、老人福祉施設を調査対象とすることを検討する。(図表 7)

図表 7 入所型の社会福祉施設の施設数と在所要者数

施設	施設の目標と対象	施設数	在所要者数	
生活保護施設	救護施設	身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う	188	17,307
	更正施設	身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う	19	1,581
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	65歳以上で、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する。	5,986	407,044
	養護老人ホーム	65歳以上で、環境上の理由および経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う	958	62,406
	軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を今日する	2,059	81,218
婦人保護施設	性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)を收容保護する。また、家族関係の破綻、生活困窮等の理由により生活上困難な問題を抱えた女性及びDV被害女性を入所保護し、自立を支援する。	49	615	
児童福祉施設	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらのものを保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する	272	10,588

*母子生活支援施設の在所要者数は世帯人員数
施設数、在所要者数は2007年
(資料)厚生統計協会「国民の福祉の動向2009」

③ 調査方法

これらの施設の入所者は、経済的困窮という問題の他に、身体上または精神上の障害やDV被害を受けた女性など深刻な問題を抱えている者が多い。そこで、施設の相談記録やケースファイルの記録の調査と、調査員による面接聞き取り調査の組み合わせなどにより、慎重に進める必要があると思われる。専門家の意見を聞きながら、適切な調査方法を選択しなければならない。

④ 調査項目

基本的には、パネル調査の調査項目と同様であるが、パネル調査とはしないので、個人のライフサイクル全体の流れを把握するように工夫する必要がある。

(3) その他の考慮事項

以上では踏みこまなかったが、次のようなテーマを検討することも考えられる。

①家庭環境・学校環境と学歴

ケース①の就労可能な若年層が低学歴となることは、経済的理由やインセンティブと関連があると考えられる。その場合、インセンティブの形成には何が影響しているのだろうか。注 1 で触れたが、親の社会階層によってすでに子ども時代に学習意欲や努力や興味の程度が異なるという調査がある。そうすると、家庭や学校の環境が関係あると考えられる。

「出生児縦断調査」では出生時からの家庭の環境を、また「全国学力・学習状況調査」では学力テストの結果だけでなく、学校や家庭環境についても調査していることから、これらの情報を利用して、低学歴との関係を分析する。

②公的扶助が必要な人に行き渡っていないのはなぜか

生活保護は、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するものである。従って、貧困状態に陥っても生活保護を受けられれば、貧困状態ではなくなるはずである。それにもかかわらず、貧困率が上昇しているのはなぜか。生活保護を受けるには要保護者の申請が必要であるが、その手続きについての知識が不足しているため申請していないのか。あるいは、自ら生活保護を受けることを拒否しているのか。

6. まとめ

相対的貧困率が上昇し、貧困が深刻な問題となる中、セーフティネット、貧困層への生活保障、貧困から抜け出すための自立支援などが重要な政策課題となっている。これらの機能が十分働いているか評価するためには、まず、貧困の実態を把握することが必要である。貧困へ突入する経路、貧困状態の困難な状況、貧困から脱出する経路などを解明すべきことは多い。こうした問題を捉えるには、パネルデータを利用して、動的に分析する必要がある。

ここでは、貧困を、就労可能性と年齢により 3 類型に分け、それぞれが貧困へ陥る背景を検討し、貧困の実態とその背景、セーフティ・ネット機能の評価に必要な情報を整理した。

貧困リスクへ対応するための統計体系として、「国民生活基礎調査」をパネル化する方法が望ましいと考えられる。

また、「国民生活基礎調査」では施設入所者は調査対象から除外されているため、低所得層の実態を把握するために、パネル調査とは別に、施設を単位として入所者を対象とした調査の実施を検討すべきである。例えば母子支援施設を対象に調査を実施する。こうした調査では、毎年追跡調査を行うのは無理である。そこで、可能なかぎり動的な実態を掴むため、過去についての質問項目を入れることで補う。

参考文献

- 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義（2008）『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店
- 小杉礼子（2004）「『フリーター』とは誰なのか」『日本労働研究雑誌』No. 525
- 酒井正・樋口美雄（2005）「フリーターのその後－就業・所得・結婚・出産」『日本労働研究雑誌』No. 535
- 樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携 21 世紀 COE（2007）『日本の家計行動のダイナミズム』慶應義塾大学出版会株式会社
- 道中隆（2009）『生活保護と日本型ワーキングプア－貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房
- 労働政策研究・研修機構（2006）『日本人の働き方とセーフティネットに関する研究－予備的分析』労働政策研究・研修機構